

ダイナースクラブ コーポレートバーチャングシステム会員規約

第1条(CPS会員)

ダイナースクラブ コーポレートバーチャングシステム会員(以下「CPS会員」とい)とは、三井住友トラストクラブ株式会社(以下「当社」とい)のダイナースクラブ コーポレートバーチャングシステム(以下「CPS」とい)への入会を申し込んだり法人または団体(以下「法人」とい)のうち、当社が入会を認めた法人をいいます。なお、法人は日本国内に本店または主たる事務所を有するものに限ります。

第2条(ローボートバーチャングシステム)

CPSは、CPS会員が当社の加盟店(CPS利用に限った加盟店を含む)より購入した商品代金、サービス利用代金等の精算を当社が代行するシステムをいいます。

第3条(申込方法)

- CPS会員の申し込みにあつては、当社所定の申込書および会員番号発行依頼書を提出するものとします。
- 前項の申し込みにあつては、あらかじめ法人の代表者が指名した管理責任者および連絡担当者が、代表者に代わって行うことができるものとします。

第4条(契約の成立時期等)

- CPS会員契約は、当社が法人からCPSを利用した取引の申し込みを受け、審査のうえ、その申し込みを承認したときに成立します。
- 本規約は、前項のCPS会員契約の内容をなすものとします。

第5条(利用目的)

CPS会員はCPSを法人の業務における、直接費および間接費の用に利用するものとします。

第6条(利用先の限定)

CPS会員は当社によりCPSを利用できる加盟店(以下「加盟店」とい)が制限されることをあらかじめ承諾するものとします。

第7条(CPS有効番号の発行と管理)

- 当社は、CPS会員に対し、当社所定の方法により会員番号(以下「CPS有効番号」とい)および必要に応じてセキュリティコード(以下「CVV情報」とい)を発行し通知します。
- 当社が別途通知した場合、当社は「CPS有効番号」に付帯して、「CPSコンパニオン 有効番号」を発行できるものとします。なお、CPS有効番号はダイナースクラブカードを取り扱った加盟店で、CPSコンパニオン有効番号はマスターカードを取り扱う加盟店で、それぞれ利用できるとします。
- CPS有効番号の有効期限は、当社が定めた所定の方法により通知します。当社は、CPS有効番号の有効期限までに退会の申し出のないCPS会員で、当社が審査のうえ引き続きCPS会員と認めた場合、有効期限を更新した新たなCPS有効番号を通知します。ただし、一定期間CPS有効番号の利用がない場合は、CPS有効番号の更新を保留する場合があります。
- CPS会員は、善良なる管理者の注意をもつてCPS有効番号およびCVV情報を厳重に管理するものとします。
- CPS会員は、CPS有効番号とCVV情報を用いて行う業務を法人または団体(以下「業務委託法人等」とい)に委託(その後の再委託を含む)する場合には、当該業務委託法人等をあらかじめ会員番号発行依頼書により当社に届出するものとします。
- CPS会員または業務委託法人等が本規約に違反し、第三者によってCPS有効番号およびCVV情報を不正に利用された場合、CPS会員および業務委託法人等は連帯して、そのためが生じた商品の購入代金、サービスの利用代金等、本規約に基づき当社に対して負担する一切の債務およびその他一切の損害について支払いの責任を負うものとします。
- CPS有効番号とCVV情報が第三者によって不正利用されているまたはそのおそれがあると当社が判断した場合、当社はCPS有効番号を無効として、新たなCPS有効番号とCVV情報を発行できるものとし、CPS会員は、あらかじめこれを承諾するものとします。この場合、CPS会員は、当社が行う不正な利用の被害に関する利用確認や調査に協力するものとします。

第8条(支払責任)

- CPS会員は、本規約に基づき一切の当社に対する債務について責任を負うものとします。
- CPS会員は商品の購入代金、サービスの利用代金に関し、その利用目的の如何を問わず支払いの責任を負うものとします。

第9条(有効番号または対象商品および加盟店の追加)

CPS会員がCPS有効番号または対象商品ならびに利用する加盟店の追加を申請したい場合、CPS会員は、第3条に従い申し込みを行うものとします。

第10条(利用可能枠)

- CPS会員の月間利用可能枠(以下「利用可能枠」とい)は、別に定めるところによります。当社は、必要と認める場合に、CPS会員に事前に通知することなく、この利用可能枠を変更することができるものとしますほか、CPS会員ごとに利用可能枠を設定、変更することができるものとします。
- 利用可能枠が設定されたことにより、当社がCPS会員に対し、信用を供与する義務を負うものではありません。また、当社は、次の各号のいずれかの事由がある場合には、CPS会員および加盟店に事前の通知なくそのCPS利用を断ることができます。
 - 本条第1項に定める利用可能枠を超えるとき。
 - CPS会員のCPS利用が本規約および別に定める規定に違反し、または違反するおそれがあるとき。
 - CPS会員のCPS利用が転売目的での販売商品の購入にあたる等、当社が適当でないと判断したとき。
 - (CPSの1回あたり)の利用金額が、当社が別に定める金額を超える場合またはその他の理由で、加盟店から照会を受けるなどして、加盟店での利用が不適当だと当社が判断したとき。
 - 前各号のほか、当社がCPSを利用した取引の健全性を確保するために必要と認めたとき。
- CPS会員は、第1項の利用可能枠を超えるCPS利用についても、当然にその支払いの責任を負うものとします。

第11条(CPSの利用)

- CPS会員はCPSを利用する場合には、当社に対しあらかじめ対象商品および加盟店、月間利用予定額を申告する必要があります。ただし、当社が別途通知する場合を除きます。
- 前項の定めにかかわらず、金券類、金券類等、換金性が高い商品の購入で当社が不適当と判断した場合はCPS利用ができないものとします。
- CPS会員は、通信料金決済サービス等、当社所定の継続的サービスについて、CPS会員がCPS有効番号を事前に加盟店に登録する方法により、利用することができるものとします。なお、CPS有効番号または有効期限が変更され、もしくは退会の申し出またはCPS会員資格取消によりCPS利用ができない場合は、CPS会員は、会員自身でその旨を加盟店に通知のうえ、直ちに決済手段の変更手続きを行うものとします。退会またはCPS会員資格取り消し後に加盟店から売上が生じた場合でも、CPS会員は本規約の規定に従い、支払いの責任を負うものとします。ただし、別途当社から指示がある場合は、これに従うものとします。
- 前項においてCPS有効番号もしくは有効期限が変更になった場合または当社が必要または適当と認めた場合には、加盟店の要請により、当社が変更内容を当該加盟店に通知することをCPS会員はあらかじめ承諾するものとします。また、CPS会員は、継続的サービスにつき、その契約を解除する場合には、会員自身で加盟店に対し必要な手続きを行うものとします。なお、退会の申し出またはCPS会員資格取り消し後であっても、加盟店におけるCPS利用について、第19条第5項および第21条第2項に基づき、CPS会員は、支払いの責任を負うものとします。
- CPS利用による取引上の紛議は、CPS会員と加盟店との間において解決するものとします。また、CPS利用により加盟店と取引した後に、CPS会員と加盟店との合意によってこれを取り消す場合は、その代金の精算については当社所定の方法によるものとします。
- CPS利用に係る債権の特定と内容確認のため、CPS利用により購入した商品、サービス、通話、その他その取引内容およびそれに関する情報が、加盟店から当社に開示されることをCPS会員はあらかじめ承諾するものとします。なお、通話先電話番号を含む通話明細情報については、CPS会員の事前の承諾を得、かつ加盟店が了承した場合にのみ、加盟店から直接、または加盟店契約会社を通じて当社に開示されるものとします。
- CPS会員は、一部の海外加盟店においては、CPS利用に際し手数料(カード取扱手数料)を徴収する場合があることをあらかじめ承諾するものとし、売上票に当該カード取扱手数料が明示されている場合に於いてCPS会員が当該売上票に署名した場合は、CPS会員は、CPS利用代金とともに当該カード取扱手数料を支払うものとします。

第12条(代金の支払)

- CPS会員は本規約に基づき当社に対して支払うべき金員(以下「約定請求債務」とい)については、原則毎月18日に締め切るものとし、CPS会員は、当社指定の金融機関の口座へ振込により翌月末日に約定請求債務を支払うものとします。ただし、支払期日について別途定めがある場合、またはあらかじめ当社の同意を得た場合は、その限りではありません。金融機関の営業日でない場合は、翌営業日の支払いとなることとなります。
- CPS会員は、約定請求債務の全部または一部が外国通貨で表示されている場合(CPS利用が日本国内であるを含む)は、各国の国際提携組織(CPS有効番号についてはダイナースクラブインターナショナルを、CPSコンニオン有効番号についてはマスターカードワールドワイを、それぞれいう。以下同じ)所定の手続きに従い、国際提携組織もしくは当社が指定するレートに、一定の率を乗じた換算レートで日本円に換算し当社の指定するレート(原則として円)により当社に支払うものとします。
- CPS会員は、本条第1項の支払期日に約定請求債務の履行を怠った場合は、当社所定の方法により当該約定請求債務を支払うものとします。
- 当社は、本条第1項に規定するCPS会員の毎月の約定請求債務を、請求書および利用集計レポート(以下「ご利用明細」とい)等により当社所定の方法で、支払日までにCPS会員に通知するものとします。また当社

は当社都合によりCPS会員へのご利用明細等の送付方法を変更することができるものとします。

- CPS会員が前項のご利用明細の通知を受けた後、14日以内(当社に対し異議の申し立てをしなかった場合、ご利用明細の内容に異議がないものと取り扱うことができます。)とします。この場合、CPS会員は、ご利用明細に記載された代金につき、当社に対し、支払義務を免れる旨の主張または返還請求をすることができない場合があります。

第13条(立替払いの承諾等)

- CPS会員は、当社に対し、加盟店においてCPSを利用した場合、当社が加盟店に対し立替払いを行うことを承諾し、本規約に基づき契約の締結をもって、当社に対し当該個別の立替払いを委託しているものとみなします。CPS会員は、当社がCPS会員からの委託に基づき、CPS会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うに際し、CPSを利用した取引の結果生じた加盟店のCPS会員に対する債権について、以下の各号を承諾するものとします。
 - 当社が加盟店に対し立替払いを行うことを決定したこと(立替払いの現実の実行の前後を問わない)により、当社がCPS会員に対し立替払い金相当額の債権を取得すること、この場合、当該立替払いは、当社が適当と認める第三者(本号では提携クレジットカード会社および海外クレジットカード会社を除き、海外ダイナースを含みます)を経由する場合がありますとします。
 - 提携クレジットカード会社と加盟店との契約に従い、提携クレジットカード会社が当該加盟店に立替払いし、または当該加盟店から提携クレジットカード会社に債権譲渡し、(これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります)、当社が当該提携クレジットカード会社に立替払いすること。
 - 海外クレジットカード会社と加盟店との契約に従い、海外クレジットカード会社が当該加盟店に立替払いし、または当該加盟店から海外クレジットカード会社に債権譲渡し(これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります)、当社が当該海外クレジットカード会社に立替払いすること。
- CPS会員は、当社が立替払いすることについて、前項のいずれの場合でもあらかじめ承諾するものとします。なお、前項の立替払いについて、加盟店・当社は、CPS会員に対する個別の通知および承認の請求を省略するものとします。
- 本条第1項により当社が立替払いする金額は、当社所定の売上データまたは売上票の額面金額とします。なお、通信販売等の場合は、注文書あるいは加盟店からの注文内容を確認する書面等に記載の金額とします。

第14条(支払金等の充当方法)

- CPS会員の支払った金額が本規約およびその他契約に基づき当社に対して負担する債務全額を完済するに足らない場合、当社はCPS会員に事前の通知なく、当社所定の順序・方法により、ずれの債務もも充当できるものとし、CPS会員は異議がないものとします。
- CPS会員の債務の弁済として支払われた金額が、当社の約定(本規約の約定もしくはCPS会員その他弁済者との個別合意またはこれらに基づく当社の指定を含む)により期限内において支払うべきものとして定まる金額を超える場合には、CPS会員および弁済者への通知なく当然に、当該超過金額につき、支払期限の到来、未到来にかかわらずCPS会員の当社に対し負担する債務(ただし当社が別途定めるものを除く)に当社所定の期日、順序・方法により充当されることになり、CPS会員はあらかじめ承諾するものとします。また、これにより弁済者との間で生じる紛議は、すべてCPS会員において解決するものとします。

第15条(費用の負担)

当社が法的措置に要した費用のうち、印紙代、支払督促立書費用、強制執行に要した費用、保全に要した費用、公正証書作成に要した費用は、退会またはCPS会員資格取り消し後といえどもすべてCPS会員の負担とします。また、CPS会員が自身の再審査等のために要した費用は、当然にCPS会員負担になります。

第16条(CPS会員資格の再審査等)

- 当社は、CPS会員の適格性について入会後、定期または随時に再審査を行うことがあります。この場合、CPS会員は、当社の求める資料の提出に応じなければなりません。
- 当社は、CPS会員が前項の資料の提出の求めに応ずるまで、CPSの利用の停止その他必要な措置をとることができるものとします。

第17条(反社会的勢力との取引拒絶)

- CPS会員、法人の代表者、役員、入会申込の代表者(管理責任者を含む)、CPS利用の予定者、実質的支配者、使用人、およびこれらに準ずる者(以下本条、第18条および第20条において「CPS会員等」とい)は、現在次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - 暴力団。
 - 暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者。
 - 暴力団準構成員。
 - 暴力団関係企業。
 - 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等。
 - 前各号に掲げるもの(以下「暴力団員等」とい)の共生者。
 - 日本政府または外国政府等が経済制裁の対象として指定する者。
 - その他前各号に準ずると当社が認めた者。
- 前項(6)に定める「暴力団員等の共生者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。
 - 暴力団等の資金獲得活動に乗り、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者。
 - 暴力団員等が経営を支配し、または経営に実質的に関与する関係を有すると認められる者。
 - 不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者。
 - 暴力団員等であることを知って資金等を提供し、または便宜を供与する等の関係を有する者。
 - 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者。
- CPS会員等は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わなければならないことを確約するものとします。
 - 暴力的な要求行為。
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - CPSを利用した取引(CPS利用、代金支払、付帯サービス等を含む)に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為。
 - その他前各号に準ずる行為。

- CPS会員等が、次の各号のいずれかに該当した、もしくは該当するおそれがあると当社が認めた場合には、当社は入会申込を拒絶できるものとします。
 - 本条第1項各号のいずれかに該当した場合。
 - 前項各号のいずれかに該当する行為をした場合。
 - 本条第1項または第3項の規定に基づく表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。
- CPS会員等が、前項各号のいずれかに該当した、もしくは該当するおそれがあると当社が認めた場合には、第19条の各規定が準用されるものとし、当社は、CPS利用の停止、法的措置、CPS会員資格の取消等ができるものとします。
 - 本条第1項または第3項の規定に基づく表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。
 - 前項各号のいずれかに該当する行為をした場合。
 - 本条第1項または第3項の規定に基づく表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。

第18条(重要な地位を占める者)

- CPS会員等は、現在次の各号のいずれかに該当する場合、または過去に該当していた場合には、次の各号のいずれかに該当するかの別、該当する外国名と官職、現職か否かについて当社へ申告するものとします。
 - 外国の元首、閣僚、大使もしくは公使など外国の政府、中央銀行その他これらに類する機関において犯罪による収益の移転防止に関する法律上重要な地位を占める者。
 - 前号に掲げる者の家族(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)、父母、子および兄弟姉妹、これらの者以外の配偶者の父母および子等)。
 - 法人であつて、(1)または(2)に掲げる者の実質的支配者であること。
- CPS会員等は、前項に該当する場合、または当社が該当すると判断した場合、当社が法令上求められる取引時確認を行うことあらかじめ承諾し、その他手続きに必要な書類等を提出するものとします。なお、取引時確認が完了できない場合には第19条の各規定が準用されるものとし、当社はCPS利用の停止、法的措置、CPS会員資格の取消等ができるものとします。
- CPS会員等は、本条第1項に該当する場合、または当社が該当すると判断した場合、当社の指定するサービス等を受けれないことがあることをあらかじめ承諾するものとします。

第19条(CPS利用の停止、法的措置、CPS会員資格の取消等)

- CPS会員が支払いを遅滞する等本規約に違反した場合、もしくは違反するおそれがある場合、CPS利用について不審であると当社が認めた場合、第16条の再審査の場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、CPS会員に事前の通知なく直ちに次の措置を取ることができるものとします。
 - CPS利用の停止。
 - 加盟店等に対する当該CPS有効番号およびCVV情報の無効通知。
 - 当社が必要と認めた法的措置。
- 前項各号の措置は、加盟店等を通じて行われるほか、当社所定の方法によるものとします。
- CPS会員が次の各号のいずれかに該当した場合、その他当社がCPS会員として不適当と認めた場合には、当社は、何らの通知、催告を要せずして、CPS利用の停止またはCPS会員資格を取り消すことができます。
 - CPS会員が入会時、または入会後に虚偽の申告をした場合。
 - 法令または本規約の各条項のいずれかに違反した場合でその違反が重大な違反である場合。
 - 第22条第1項各号に該当した場合。
 - CPS会員の信用状態に重大な変化が生じた場合。
 - 本人確認に必要な書類の提出がなされない場合。

- マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係行法等に抵触する取引に利用された場合、またはそのおそれがあると当社が判断した場合。
- CPS利用に係る次の禁止行為を行った場合または行為がおそれがある場合等、CPS会員のCPS有効番号またはCVV情報の利用状況が不適当であると当社が判断した場合。
 - 現金化を目的とした商品・サービスの購入や架空の取引等資金の調達のために利用可能枠を利用すること
 - 現行紙幣、貨幣の購入、インターネット等による海外ギャンブル、海外宝くじ取引等に、利用可能枠を利用すること
- 第三者によるCPS利用やCPS利用代金の支払状況またはCPS有効番号およびCVV情報の管理状況に照らして当社が不正、不適切または不相当なCPS利用と認めた場合またはそのおそれがある場合や、CPS有効番号とCVV情報の管理が適切でないとして当社が認めた場合。
- 当社が更新CPS有効番号を発行しないで、CPS有効番号の有効期限が経過したとき。
- (C)CPS会員が当社に締結した他の規約等において、上記(1)～(9)に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じた場合。
- 前項よりCPS会員資格を取り消された場合、これによってCPS会員にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当社は一切責任を負わないものとします。
- CPS会員は、CPS会員資格の取り消し後であっても、本規約に基づき当社に対して負担する債務(当社が新たに知った債務を含む)については、かかる債務について本規約に基づき支払いの責任を負うものとします。
- 法人が本条または本規約のいずれかに違反、または禁止の事項に該当した、もしくは該当するおそれがあると当社が認めた場合には、すべてのCPS有効番号も同様の措置を受けることとなります。
- 業務委託法人等が前項各号のいずれかに該当した場合、その他当社が不適当と認めた場合には、当社は、何らの通知、催告を要せずして、当該業務委託法人等用に付与されたCPS有効番号およびCVV情報を取り消すことができるとします。
- 更新保留後一定期間が経過したCPS会員については、当社は、CPS会員資格を取り消すことができるものとします。

第20条(悪質な迷惑行為の禁止)

- CPS会員等は、当社従業員もしくは当社委託先従業員を威迫してはならず、またこれらの者の平穩を害するよう言動、その要求の内容もしくは態様が社会通念に照らして不適当と認められる行為など、会員等への円滑なサービス提供に支障をきたすおそれのある次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。
 - 暴力、威嚇、脅迫。
 - 暴言、卑劣な言動、セクハラ行為、誹謗中傷、その他人格を攻撃する言動。
 - 人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動。
 - 従業員の長時間にわたる拘束。
 - 権威的態度。
 - 実現不可能な要求、特別対応の強要。
 - 金品の要求。
- CPS会員等が前項各号のいずれかに該当した、もしくは該当するおそれがあると当社が認めた場合には、第19条の規定が適用されるものとし、当社は、CPS利用の停止、加盟店等に対するCPS有効番号およびCVV情報の無効通知、法的措置、CPS会員資格の取消等ができるものとします。

第21条(退会)

- CPS会員は、退会を希望する場合、1ヶ月前までに所定の届出用紙により当社に届け出るものとします。
- 前項の場合は、CPS会員は、本規約に定められた支払期日にかかわらず、本規約に基づく一切の債務を直ちに支払うものとします。ただし、当社が認めた支払方法によるものとします。この場合、CPS会員は、本規約に基づく一切の債務全額の支払いが終わったときに退会するものとします。

第22条(期限の利益の喪失)

- CPS会員は、次の各号のいずれかに該当した場合は、当然に本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。
 - 支払期日に約定請求債務の支払いを1回でも遅滞した場合。
 - 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになった場合、一般の支払いを停止した場合または取引停止処分を受けた場合。
 - 差押、仮差押もしくは仮処分申立または滞納処分もしくは保全差押を受けた場合。
 - 破産手続、民事再生手続、特別清算もしくは会社更生手続の開始またはこれらに類する法的倒産手続の申立を受けた場合または自らこれらの申立をした場合。
 - CPS会員の責めに帰すべき事由によって、当社にとってCPS会員の所在が不明となった場合。
- CPS会員は、次の各号のいずれかに該当した場合は、当社の請求により本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。
 - 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となる場合。
 - その他CPS会員の信用状態が著しく悪化した場合。

第23条(遅延損害金)

CPS会員が約定請求債務の支払いを遅滞した場合、支払期日の翌日から支払済みに至るまで約定請求債務に対し、また期限の利益を喪失した場合、期限の利益喪失の日から完済日に至るまで残債務全額に対し、年率で14.56%(うるう年は14.60%)を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。なお、遅延損害金の計算はすべて、年365日(うるう年は年366日)の日割計算とします。

第24条(加盟店の取消)

加盟店がCPS利用の加盟店として不適格となった場合には、当社はいづれでもCPS会員の当該利用先加盟店を取り消すことができるものとします。

第25条(紛議の解決)

CPS会員がCPS利用をしたことにより発生した紛議は、原則CPS会員と加盟店との間で解決するものとし、その解決の有無は当社に対する債務の支払いを拒否する理由とはなりません。

第26条(CPS有効番号またはCVV情報の紛失、盗難、不正利用と再通知)

- CPS会員のCPS有効番号またはCVV情報が紛失、盗難等を含め他人に不正に利用された場合、そのCPS有効番号の利用に起因して生じる一切の支払いについては本規約を適用し、すべてCPS会員が支払いの責任を負うものとします。ただし、CPS会員が紛失、盗難等の事実を速やかに当社に直接電話等により連絡のうえ、最寄りの警察署に届け、かつ所定の書類を当社に提出した場合には、当社が紛失、盗難等の連絡を受理した日の60日以内以降発生した損害について、また、第11条で定めたい対象商品のCPS利用に起因した情報漏えい等を含む加盟店の故意、過失により発生した不正利用被害については、加盟店における情報漏えい等の発生日以降発生した損害について、当社は、CPS会員に対しその支払いを免除します。
- 前項のただし書きの定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には支払免除の対象はなりません。
 - 紛失、盗難等による不正利用がCPS会員の故意または過失によって生じた場合。
 - 紛失、盗難等による不正利用がCPS会員または業務委託法人等の役員・従業員や取引先等の関係者の犯行によって生じた場合。
 - CPS会員が本規約第11条で定める対象商品および加盟店以外でCPS有効番号やCVV情報を利用していた場合。
 - 本規約に違反している状況において紛失、盗難等が生じた場合。
 - CPS会員が当社の請求する書類の提出を拒みまたは提出した書類に虚偽の申請をした場合または当社が行う不正利用被害調査に協力しない場合。

- CPS有効番号およびCVV情報の再通知は、当社が適当と認めた場合に行います。

第27条(届出事項の変更)

- CPS会員は、当社に届け出た商号、住所、電話番号、代表者、管理責任者、連絡担当者、事業の内容、支払口座、対象商品、加盟店、業務委託法人等、CPS有効番号等に変更が生じた場合は、遅滞なく当社所定の方法により届け出るものとします。
- 前項の届出がないために当社からの通知、送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合には、通常到着すべきときにCPS会員に到着したものとみなします。ただし、前項の変更の届出を行わなかったことについて、やむを得ない事情がある場合は、その限りでないものとします。

第28条(情報の提供)

当社は、CPS会員情報ならびに当社とCPS会員との間のCPS取引および利用金額を含むCPS利用に係る一切の情報について、三井住友トラストホールディングス株式会社ならびに同社の有価証券報告書等に記載する連結子会社および持分法適用関連会社(金融商品取引法など、関係法令等により共同利用が制限されている場合には、その法令等に開つた取り扱いとします)、ダイナースクラブインターナショナル、ダイナースクラブ・フランチエに情報提供できるものとし、CPS会員はこれをあらかじめ本規約をもって承諾するものとします。

第29条(外国為替および外国貿易管理に関する諸法令の適用)

当社は、外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等による必要が生じた場合は、CPS会員に対し所定の書類の提出を要することがあり、またCPS利用の制限または停止をすることがあります。

第30条(書類の提出)

- 当社は、諸法令等による必要が生じた場合、CPS会員に対して所定の書類の提出を求めることがあるものとします。
- 当社は、定期または随時にCPS会員に対して当社が必要とする本人確認またはCPSの利用確認のための書類等の提出を求めることがあり、CPS会員はこれに応ずるものとします。

- CPS会員が本条第1項および前項の定めに従わなかった場合等、当社が必要と判断した場合には、当社は、CPS会員のCPS利用の制限もしくは停止を要することがあります。
- CPS会員は、前項の定めにより当社がCPS利用の制限もしくは停止をした場合でも、本規約の定めるところにより、当社への債務を支払うものとします。

第31条(合意管轄裁判所)

本規約について紛争が生じた場合、訴願の如何を問わず、CPS会員の所在地、購入地および当社の本社、支社、各支店を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とするものとします。

第32条(準拠法)

CPS会員と当社との諸契約は日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。

第33条(規約の改定)

当社は、社会情勢・経済状況の変動もしくは法令の改廃に対応するため、または当社の業務もしくはシステムを変更するため、その他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、あらかじめ、本規約を変更する旨、変更内容およびその効力発生時期を当社ウェブサイトにて公表する方法その他の相当な方法によってCPS会員に周知することにより、本規約を変更することができます。なお、本規約と相違する特約または規定がある場合には、当該特約または規定が優先されるものとします。

第34条(商品の所有権)

CPS会員は、CPS会員がCPSの利用により購入した商品の所有権が、当該商品に係る債務(手数料を含む)が完済されるまで当社に留保されることを認めるものとします。

19LC-1875-202004

個人情報の取り扱いに関する同意条項および重要事項

(本同意条項および重要事項は、ダイナースクラブ コーポレートバーチャングシステム会員規約(以下「本規約」とい)の一部を構成します)

第1条(個人情報の収集、保有、利用、提供)

- CPS会員の代表者(管理責任者、連絡担当者を含む)(以下総称して「代表者等」とい)は、当社が与信判断、与信後の管理、付帯サービス提供、法人へのCPS利用情報の提供および口座振替等の事務処理等、ならびに代表者等の同意または本規約の定めに従って行われる個人情報の第三者への提供等のため、次の各号に定める代表者等の情報(以下「個人情報」とい)を必要な保護措置を講じたうえで収集、保有、利用、提供することに同意します。なお、与信後の管理は、CPSの利用確認、CPS会員へのCPS利用代金の支払等の案内(支払遅延時の請求を含む)をすることおよび連絡先の確認や債権回収のために利用することを含むものとします。
 - 代表者等が入会申込時に届け出た氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、勤務地、勤務先電話番号、職業、取引の目的、運転免許証等の記号番号、資産、収入、負債、借入金、所属部、課名等の事項、代表者等が提出する書類等に届け出た事項、本規約に基づき代表者等が当社に届け出た事項および情報等にのり開い合せて当社が知り得る事項。
 - 入会申込日、契約日、利用可能枠等、当社と代表者等との間の契約に関する事項。
 - CPSの利用状況、支払状況、与信管理に関する情報。
 - 当社が収集した代表者等のクレジット利用履歴および支払履歴。
 - 代表者等が当社に提出した犯罪に関する収益の移転防止に関する法律(以下「犯罪収益移転防止法」とい)および当社が定める本人確認業務に基づき本人確認書類およびそれら書類の記載事項。
 - 当社が、代表者等または公的機関から、適法または適正な方法により収集した公的機関が発行する書類の記載事項。
 - インターネット、官報、職員録等不特定多数の者に対して公開されている情報。
 - 当社または支払口座のある金融機関等での取引時確認通知。
- 代表者等は、当社が前項(1)(2)(3)の個人情報に必要な保護措置を講じたうえで、次の各号に定める目的のために、個人情報を利用することに同意します。なお、具体的な事業内容については、当社のウェブサイト等で案内しています。
 - クレジット関連事業における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス。
 - クレジット関連事業における市場調査、商品開発。
 - クレジット関連事業における宣伝物・印刷物の送付、テレマーケティング等の営業活動。
 - クレジット加盟店等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付。
- 代表者等は、以下の当社の関係会社(以下「共同利用会社」とい)が、本条第1項(1)(2)(3)(5)の個人情報と必要な保護措置を講じたうえで、次の各号に定める目的のために利用することに同意します。三井住友トラストホールディングス株式会社ならびに同社の有価証券報告書等に記載する連結子会社および持分法適用関連会社(金融商品取引法など、関係法令等により共同利用が制限されている場合には、その法令等に開つた取り扱いとします)

目的:

- 共同利用会社の金融商品、信託商品およびサービスの申し込み・相談の受付。
- 犯罪収益移転防止法等に基づくCPS会員および代表者等の確認等や金融商品、信託商品およびサービスの利用資格の確認。
- 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品、信託商品およびサービスの研究や開発。
- 金融商品、信託商品およびサービスに関する各種提案(ダイレクトメールおよび電話、電子メールによるものを含む)。
- 共同利用会社において経営上必要な各種リスクの把握および管理。
- 代表者等は、CPS会員が会員資格を喪失する等、退会した後においても、当社が適当と認める期間、本同意条項および重要事項が適用されることに同意します。
- CPS会員および代表者等は、当社が各種法令の規定により提出を求められた場合およびそれに準ずる公共の利益のために必要である場合、公的機関等に個人情報を提供することに同意するものとします。

第2条(個人情報の開示・訂正・削除)

- 代表者等は、当社および共同利用会社に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、当社および共同利用会社の開示請求は、末尾記載のお客様相談室宛に行うものとします。また、開示請求手続きについては、当社のウェブサイト等で案内しています。
- 万一登録内容が事実でないことが判明した場合には、当社および共同利用会社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第3条(個人情報の取り扱いに関する不同意の場合および利用・提供中止の申し出)

- 当社は、代表者等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または、本同意条項および重要事項に定める個人情報の取り扱いについて全部もしくは一部を承諾できない場合、入会を断ることや、退会の手続きを取ることがあります。ただし、第1条第2項および第3項に同意しない場合でも、これを理由に入会を断ることや、退会の手続きを取ることはありません。
- 代表者等が第1条第2項および第3項に関する個人情報の利用に関して中止を申し出た場合、当社は、CPS有効番号の通知または請求書類の送付等を除き業務上の支障のない範囲で、これを中止するものとします。なお、代表者等は、中止の申し出を本尾記載のお客様相談室宛に行うものとします。

第4条(契約不成立時の個人情報の利用・提供)

当社と法人との間の契約が不成立になった場合であっても、当社は、代表者等が当社へ入会の申し込みをした事実を、第1条に基づき、契約不成立の理由の如何を問わず一定期間利用、提供しますが